

**令和6年度ふくしまの心豊かな暮らしづくり推進事業
(認知度向上・観戦促進)業務委託
公募型プロポーザル募集要領**

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和6年度ふくしまの心豊かな暮らしづくり推進事業（認知度向上・観戦促進）業務委託

(2) 委託の目的

本委託業務は、県内のプロスポーツチーム（福島ユナイテッドFC、福島レッドホープス、福島ファイヤーボンズ、いわきFC、デンソーエアリービーズ、以下「5チーム」という。）と連携して、5チームと県民の交流による新規ファンの獲得や、既存ファンの横展開を図る事業を実施することにより、県内プロスポーツの認知度向上や応援機運醸成、観戦者数の増加につなげることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「令和6年度ふくしまの心豊かな暮らしづくり推進事業（認知度向上・観戦促進）業務委託仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」とする。）のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 委託先選定数

1者

(6) 委託契約額の上限

7,616,950円（消費税及び地方消費税を含む）

2 本プロポーザルに関する書類の提出先及び担当部署（問合せ先）（以下「事務局」という。）

福島県企画調整部地域振興課

所在地 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（本庁舎5階）

電話 024-521-7102（直通）

メールアドレス tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp

3 スケジュール

項目	日程
募集公告	令和6年5月13日（月）
質問受付期限	令和6年5月21日（火）午後4時
質問に対する回答	令和6年5月24日（金）※予定
参加申込書提出期限	令和6年5月30日（木）午後4時
参加資格審査結果の通知	令和6年5月31日（金）※予定
企画提案書等の提出期限	令和6年6月4日（火）午後4時
審査会	令和6年6月7日（金）※予定
選定結果の通知及び契約締結	令和6年6月中旬

4 プロポーザル参加者の資格

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

5 募集要領等の入手方法

募集要領及び各種様式については、福島県地域振興課ホームページからダウンロードしてください。なお、窓口又は郵送等での配布は行いません。

・ホームページアドレス：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025a/>

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（第 1 号様式）を以下により提出してください。

(1) 提出期限

令和 6 年 5 月 21 日（火）午後 4 時まで（必着）

(2) 提出方法

2の事務局宛に電子メール又はFAXにより提出してください。電子メールの件名は「【質問】令和6年度ふくしまの心豊かな暮らしづくり推進事業（認知度向上・観戦促進）業務委託」とし、電子メール、FAXともに電話により送付した旨をお知らせください。

なお、電話による質問には応じません。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県地域振興課ホームページにおいて公表します。なお、個別の回答は行いません。

(4) 回答日

令和6年5月24日（金）（※予定）

7 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申込書（第2号様式）を以下により提出してください。

(1) 提出期限

令和6年5月30日（木）午後4時まで（必着）

(2) 提出方法

ア 2の事務局宛に電子メール、FAX、郵送又は持参により提出してください。電子メール又はFAXにより提出した場合は、電話により送付した旨をお知らせください。

※ 持参の場合は、県庁開庁日の午前9時から午後4時までとします。

※ 郵送する場合は、郵便書留により、提出期限までに到着するように送付してください。

イ 留意事項

提出期限までにプロポーザル参加申込書を提出しなかった者は、8に定める企画提案書等の提出ができないものとします。

8 参加資格審査結果の通知

(1) 期日

令和6年5月31日（金）（※予定）

(2) 審査方法

書類審査により決定する。

(3) 発表方法

参加申込書を提出したプロポーザル参加希望業者に対して、書面で通知する。

9 企画提案書等の提出

企画提案書は、次のとおり提出してください。

(1) 提出期限

令和6年6月4日（火）午後4時（必着）

(2) 提出方法

事務局宛に持参又は郵送により提出してください。

- ア 持参する場合は、提出期限まで（ただし、土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後4時までとします。
- イ 郵送する場合は、郵便書留により、提出期限までに到着するように送付してください。
- ウ CD-ROMや電子メール等の電子媒体及びFAXによる提出は認めません。

（3）提出書類

ア 企画提案書

仕様書（案）の内容及び下記9の評価基準を踏まえ、想定している事業内容に加え、応募者としてのアピールポイントを明記すること。

なお、A4版横両面、横書き、左上綴じ、20枚を上限（表紙を除く）、表紙には「令和6年度ふくしまの心豊かな暮らしづくり推進事業（認知度向上・観戦促進）業務委託提案書」と記載し、余白に社名を記載すること。

イ 事業者概要書（第3号様式）

ウ 業務実施体制書（第4号様式）

エ 見積書（任意様式でA4版とする）

※見積の総額及び内訳について作成し、社名の下に担当者名・所属部署、連絡先を記載すること。

オ その他企画提案に必要な書類

（4）提出部数

6部（正本1部・副本5部）

10 提案書の評価基準

提案書の評価項目及び評価基準は、別表「プロポーザル評価項目及び評価基準」のとおりです。

11 提案書の審査及び委託候補者の選定

（1）審査方法

プロポーザル参加者からの提案について、県は審査会においてこれを総合的に評価し、委託候補者及び次点の者を選定します。

（2）審査

プロポーザル参加者から提出された企画提案書について、上記9に定める評価基準に基づき、審査員が評価採点を行い、その点数を合計する方法により算出した総合得点を参考に、審査会が、委託候補者及び次点の者を選定します。

（3）開催日等

令和6年6月7日（金）（※予定）

なお、開催時間及び場所については、参加申込書の提出があった者に対して別途伝達します。

※オンラインで開催する場合があります。

(4) 開催方法

- ア 審査会での対応は3名以内とします。
- イ 審査会においては、提出した企画提案書の説明及び審査委員からの質疑応答を行います。
- ウ 審査会におけるプレゼンテーションの時間は10分以内とし、その後の質疑応答について15分程度で実施します。
- エ その他参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可としますが、説明に際して資料を追加して提出することはできません。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル参加者全員に通知します。なお、委託候補者とならなかった者は、審査結果通知の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができます。

12 契約の締結

(1) 委託契約の手続

事務局は福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約により、委託契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で業務受託者として決定し、委託契約を締結するものとします。

また、委託契約候補者は、契約締結時に同規則に定める契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、同規則第229条各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。

(2) 仕様書の協議

本委託業務の業務委託仕様書は委託契約候補者が提出した企画提案書等をもとに確定するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがあります。委託契約候補者との協議が整わなかった場合、又は委託契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議を行うものとします。

(3) 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。なお、見積金額は委託契約の上限額を超えないものとします。

(4) 事業実施責任者

本委託業務の実施に当たり、企画提案書に記載された実施責任者は、特別の理由がある場合を除き変更することができません。

13 留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とします。
- (2) プロポーザル参加申込書提出後に辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届出書（第5号様式）を提出してください。
- (3) 提出後の企画提案書等について、資料の追加や差し替え、再提出は認めません。

- (4) 提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しないものとしますが、審査作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しません。
- (6) 「FUKUSHIMA 5 STARS」のロゴ（仕様書（案）別紙参照）について、企画提案書等に使用するために、電子データ（JPG データ）が欲しい場合は、下記の間合せ先のメールアドレスに、その旨を記したメールを送ってください。電子データをメールで提供します。

(7) 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる場合があります。

- ア 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- イ 提出書類に不備があった場合
- ウ 本募集要領に適合しない書類である場合
- エ 参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合

14 担当課（問合せ先・提出先）

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（本庁舎5階）

福島県企画調整部地域振興課 担当：石上

電話 024-521-7102 FAX 024-521-7912

E-mail tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp

(別表)

プロポーザル評価項目及び評価基準

審査項目		評価基準	評価 得点	加算 率	配点	
I 業務遂行の能力		<ul style="list-style-type: none"> ・業務全体の統制や人員配置、連絡体制などを含め企画内容を実施する体制等が整っているか ・適切な実施スケジュールが設定されているか ・事業遂行に必要な業務実績を有しているか ・事業の効果測定方法は適切であるか 	1・2・ 3・4・5	×2	10	
II 企画 提案 能力	1 5チームの選手と県民の交流を通して新たなファンを獲得し、観戦者数増加につながる事業	ア 企画 ・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの県民の目に触れるような企画が提案されているか ・実施回数及び期間は適当か ・選手等と参加者が積極的に交流できる内容か 	1・2・ 3・4・5	×5	25
			<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツに無関心の県民に働きかけ、新規ファンを獲得できる内容か ・5チームのホーム戦観戦者数増加に繋がる内容か 	1・2・ 3・4・5	×2	10
			<ul style="list-style-type: none"> ・「FUKUSHIMA 5 STARS」のロゴを効果的に活用することで、5チームが一体となった認知拡大につながる内容か 	1・2・ 3・4・5	×1	5
		イ 広報	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の名称や広報物等のデザインは、効果的な周知につながる内容となっているか ・マスメディアやSNS等を利用し、効果的な周知、広報が行われるか ・多数の参加を促す工夫や効果的なプロモーションが提案されているか 	1・2・ 3・4・5	×2	10
2 5チームの既存ファンに横断的な試合観戦を促す事業	ア 企画 ・広報	<ul style="list-style-type: none"> ・5チームのホーム戦観戦者数が横断的に増加するような企画となっているか ・実施回数及び期間は適当か ・マスメディアやSNS等を利用し、効果的な周知、広報が行われるか ・事業効果の促進に寄与するよう特典を活用できているか 	1・2・ 3・4・5	×5	25	
	イ 運営 ・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な制作物が計画されているか ・円滑な事業実施が可能な管理体制が構築されているか 	1・2・ 3・4・5	×2	10	
III 経費		<ul style="list-style-type: none"> ・企画内容に対して妥当な見積額か 	1・2・ 3・4・5	×1	5	
合 計					100	